

内閣法制局訓令第6号
改正：平成31年4月25日内閣法制局訓令第7号
改正：令和元年12月11日内閣法制局訓令第2号
改正：令和7年4月11日内閣法制局訓令第6号

内閣法制局特定秘密保護規程を次のように定める。

平成26年12月8日

内閣法制局長官 横畠 裕介

内閣法制局特定秘密保護規程

目次

第1章 総則（第1条－第4条）

第2章 特定秘密の取扱いの業務

第1節 表示等（第5条－第10条）

第2節 保護のための環境整備（第11条－第17条）

第3節 作成（第18条）

第4節 交付、伝達及び運搬等（第19条－第30条）

第5節 廃棄（第31条・第32条）

第6節 検査（第33条）

第7節 紛失時等の措置（第34条）

第3章 特定行政文書ファイル等の管理が法等に従っていないと認めたときの措置
（第35条）

第4章 国際約束に従って提供された情報の取扱い等（第36条・第37条）

第5章 適性評価（第38条－第47条）

第6章 通報窓口（第48条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号。以下「法」という。）第3条第1項の規定により指定された特定秘密（以下単に「特定秘密」という。）を適切に保護するために必要な措置を定めることを目的とする。

2 内閣法制局における特定秘密の保護に関しては、法、特定秘密の保護に関する法律施行令（平成26年政令第336号。以下「令」という。）及び特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成26年10月14日閣議決定。以下「運用基準」という。）のほか、法律又は法律に基づく命令の規定に特別の定めがある場合を除き、この規程の定めるところによるものとする。

(特定秘密管理者・保全責任者)

第2条 内閣法制局における特定秘密の保護に関する業務を管理する者（以下「特定秘密管理者」という。）は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- (1) 第一部の所掌事務 第一部長
- (2) 第二部の所掌事務 第二部長
- (3) 第三部の所掌事務 第三部長
- (4) 第四部の所掌事務 第四部長
- (5) 長官総務室の所掌事務 総務主幹

2 特定秘密管理者は、特定秘密の保護に関する業務の管理を補助させる者として保全責任者を指名するものとする。

3 保全責任者は、特定秘密管理者の管理する特定秘密文書等（特定秘密である情報を記録する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。）若しくは物件又は当該情報を化体する物件をいう。以下同じ。）の保管及びこれに伴う事務を行うほか、この規程の定めるところにより、特定秘密を適切に保護するための措置を講ずるものとする。

4 保全責任者は、法第11条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができることとされる者に限る。

(職員の範囲の制限)

第3条 法第11条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができることとされる者のうちからの特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲の決定は、係単位、官職単位等その取扱いの業務の実情に応じた方法により行い、その範囲を最小限にとどめるものとする。

2 特定秘密管理者は、前項の決定に係る職員の範囲を、その者が取り扱うことのできる特定秘密の範囲とともに、別記様式第1号の書面又は電磁的記録に記載し、又は記録しておくものとする。

(保全教育)

第4条 特定秘密管理者は、職員（内閣法制局長官を除く。次項及び第3項において同じ。）に対し、特定秘密の保護に必要な知識の習得及び意識の高揚を図るための教育を実施するものとする。

2 前項の教育は、特定秘密の取扱いの業務を行う職員が少なくとも年1回受講することができるよう実施するものとする。ただし、必要な場合は、当該教育を臨時に実施するものとする。

3 特定秘密管理者は、新たに特定秘密の取扱いの業務を行うこととされる職員については、その取扱いの業務を行う前に、第1項の教育を受講させるように努めるものとする。

4 第1項の教育は、内閣法制局長官に対しても行うものとする。

第2章 特定秘密の取扱いの業務

第1節 表示等

(特定秘密の表示の方法)

第5条 特定秘密表示（令第4条に規定する特定秘密表示であつて、令第16条第1号に掲げる措置として講ずるものをいう。以下同じ。）は、次の各号に掲げる特定秘密文書等の区分に応じ、当該各号に定める方法によりするものとする。

- (1) 特定秘密である情報を記録する文書又は図画 その見やすい箇所に、印刷、押印その他これらに準ずる確実な方法により「特定秘密」の文字及び枠を赤色（やむを得ない場合には、他の色とする。以下同じ。）で付すること。この場合において、当該文書又は図画のうち当該情報を記録する部分を容易に区分することができる場合は、当該部分を明らかにした上で、当該表示は、当該部分にすること。
- (2) 特定秘密である情報を記録する電磁的記録 当該電磁的記録のうち当該情報を記録する部分を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができる状態にしたときに、「特定秘密」の文字及び枠を赤色で認識することができるようにすること。
- (3) 特定秘密である情報を記録し、又は化体する物件 その見やすい箇所（見やすい箇所がないときは、その保管に用いる容器又は包装の外部）に、刻印、ラベルの貼付けその他これらに準ずる確実な方法により「特定秘密」の文字及び枠を赤色で付すること。この場合において、当該物件のうち当該情報を記録し、又は化体する部分を容易に区分することができる場合は、当該表示は、当該部分にすること。

2 特定秘密文書等を特定秘密表示を含めて複製することにより作成したときは、前項の表示をすることを要しない。

3 第1項の場合において、特定秘密文書等に記録されている特定秘密が外国の政府又は国際機関（以下「外国の政府等」という。）との間の情報の保護に関する国際約束（以下単に「情報の保護に関する国際約束」という。）に基づき提供された情報に該当するときは、特定秘密表示に加え、当該外国の政府等を示す表示を、同項各号に定める方法と同様の方法とするものとする。ただし、特定秘密である情報の性質上当該表示をすることが困難である場合は、この限りでない。

4 前項の場合において、当該外国の政府等を示す表示が既にされているときは、当該表示をすることを要しない。

(表示が困難な場合の通知)

第6条 令第16条第1号に掲げる措置であつて、法第3条第2項第2号の規定による通知に係るものは、特定秘密の指定の有効期間が満了する年月日及び当該特定秘密の概要を記載し、又は記録した別記様式第2号の書面又は電磁的記録により行うものとする。

2 前項の措置に当たっては、同項の書面又は電磁的記録を当該特定秘密である情報を取り扱う者の供覧に付するものとし、作成する当該書面又は電磁的記録の数は最小限

にとどめるものとする。

(指定の有効期間の延長に伴う通知)

第7条 令第16条第3号の規定による通知は、特定秘密の指定の有効期間が延長された旨及び延長後の指定の有効期間が満了する年月日を記載し、又は記録した別記様式第3号の書面又は電磁的記録により行うものとする。

2 前条第2項の規定は、前項の場合について準用する。

(特定秘密表示の抹消)

第8条 令第16条第2号イ又は第4号イに規定する特定秘密表示の抹消は、次の各号に掲げる特定秘密文書等であった文書等（次条第1項において「旧特定秘密文書等」という。）の区分に応じ、当該各号に定める方法によりするものとする。

- (1) 特定秘密であった情報を記録する文書又は図画 特定秘密表示に、赤色の二重線を付することその他これに準ずる確実な方法
- (2) 特定秘密であった情報を記録する電磁的記録 当該電磁的記録のうち当該情報を記録する部分を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができる状態にしたときに、特定秘密表示の「特定秘密」の文字及び枠を認識することができないようにする方法
- (3) 特定秘密であった情報を記録し、又は化体する物件 刻印によって特定秘密表示をしているときは当該表示に二重線を刻印すること、ラベルによって特定秘密表示をしている場合は当該表示に赤色の二重線を付することその他これらに準ずる確実な方法

(指定の有効期間の満了に伴う措置)

第9条 令第16条第2号イに規定する指定有効期間満了表示は、次の各号に掲げる旧特定秘密文書等の区分に応じ、当該各号に定める方法によりするものとする。

- (1) 特定秘密であった情報を記録する文書又は図画 抹消した特定秘密表示の傍らの見やすい箇所に、印刷、押印その他これらに準ずる確実な方法により「特定秘密指定有効期間満了」の文字及び枠を赤色で付すること。
 - (2) 特定秘密であった情報を記録する電磁的記録 当該電磁的記録のうち当該情報を記録する部分を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができる状態にしたときに、「特定秘密指定有効期間満了」の文字及び枠を赤色で認識することができるようにすること。
 - (3) 特定秘密であった情報を記録し、又は化体する物件 抹消した特定秘密表示の傍らの見やすい箇所（見やすい箇所がないときは、その保管に用いる容器又は包装の外部）に、刻印、ラベルの貼付けその他これらに準ずる確実な方法により「特定秘密指定有効期間満了」の文字及び枠を赤色で付すること。
- 2 令第16条第2号ロの規定による通知は、特定秘密の指定の有効期間が満了した旨を記載し、又は記録した別記様式第4号の書面又は電磁的記録により行うものとする。
- 3 第6条第2項の規定は、前項の場合について準用する。

(指定の解除に伴う措置)

- 第10条 前条第1項の規定は、令第16条第4号イに規定する指定解除表示について準用する。この場合において、同項各号中「特定秘密指定有効期間満了」とあるのは、「特定秘密指定解除」と読み替えるものとする。
- 2 令第16条第4号ロの規定による通知は、当該指定が解除された旨及びその年月日を記載し、又は記録した別記様式第5号の書面又は電磁的記録により行うものとする。
- 3 第6条第2項の規定は、前項の場合について準用する。

第2節 保護のための環境整備

(特定秘密へのアクセス管理)

- 第11条 特定秘密管理者は、特定秘密を取り扱う執務室等について、当該特定秘密の取扱いの業務を行う職員以外の者が特定秘密にアクセスすることがないようにするため、当該執務室等の状況等に応じて、監視・警報装置の設置その他の適切な物理的措置を講ずるものとする。

(立入制限)

- 第12条 特定秘密管理者は、特定秘密が取り扱われる場所について、特定秘密の保護上必要があるときは、その場所への立入りを禁止するものとする。ただし、特定秘密管理者の許可を受けた者は、この限りでない。
- 2 特定秘密管理者は、前項の規定により立入りを禁止した場合には、その場所に立ち入ってはならない旨の掲示を行うとともに、その禁止に必要な措置を講ずるものとする。

(機器持込み制限)

- 第13条 特定秘密管理者は、次に掲げる場所その他必要と認める場所について、携帯型情報通信・記録機器（携帯電話、携帯情報端末（PDA）、映像走査機（ハンディスキャナー）、写真機、録音機、ビデオカメラその他の通話、情報通信、録音、録画等の機能を有する機器をいう。以下同じ。）の持込みを禁止するものとする。ただし、保全責任者の許可を受けた者が保全責任者の許可を受けた携帯型情報通信・記録機器を持ち込む場合は、この限りでない。
- (1) 前条第1項の規定により立入りが禁止された場所
- (2) 日常的に特定秘密を取り扱う執務室（障壁等により物理的に隔離した区画においてのみ特定秘密を取り扱う場合には、当該区画に限る。）
- (3) 特定秘密を取り扱う会議を開催する会議室（当該会議の開催中に限る。）
- (4) 特定秘密文書等を保管する保管施設
- 2 特定秘密管理者は、前項の規定により携帯型情報通信・記録機器の持込みを禁止した場合には、その場所に当該持込みをしてはならない旨の掲示を行うとともに、その禁止に必要な措置を講ずるものとする。

(特定秘密文書等の保管)

- 第14条 特定秘密文書等（電磁的記録を除く。）は、三段式文字盤鍵のかかる金庫又は鋼鉄製の箱等施錠可能で十分な強度を有する保管庫に保管するものとする。
- 2 同一の行政文書ファイルに特定秘密文書等と他の行政文書とが混在している場合には、当該特定秘密文書等を他の行政文書とは別のファイリング用具に格納した上で、前項の規定により保管するものとする。
- 3 特定秘密である情報を記録する電磁的記録を記録する電子計算機及び可搬記憶媒体（電子計算機又はその周辺機器に挿入し、又は接続して情報を保存することができる媒体又は機器のうち、可搬型のものをいう。以下同じ。）は、電子計算機の端末をワイヤで固定することその他の盗難及び紛失を防止するために必要な物理的措置を講ずるものとする。
- 4 特定秘密文書等の保管については、前3項の規定によることができないときは、特定秘密管理者の定めるところによる。

(特定秘密の保護のための施設設備)

- 第15条 特定秘密管理者は、前条に定めるもののほか、特定秘密文書等を保護するための施設設備について、間仕切りの設置、裁断機の設置その他特定秘密の保護のために必要な措置を講ずるものとする。

(特定秘密を取り扱うために使用する電子計算機の使用の制限等)

- 第16条 特定秘密である情報を記録する電磁的記録は、スタンドアロンの電子計算機又はインターネットに接続していない電子計算機であって、かつ、特定秘密の取扱いの業務を行う職員のみが当該電磁的記録にアクセスできる措置が講じられたものとして特定秘密管理者が認めたもので取り扱うものとする。
- 2 特定秘密管理者は、特定秘密である情報を記録する電磁的記録を前項の電子計算機で取り扱うときは、当該電磁的記録の可搬記憶媒体への書き出しログ又は印刷ログを保存するよう努めるものとする。
- 3 特定秘密の取扱いの業務を行う職員は、前2項に規定するもののほか、特定秘密である情報を記録する電磁的記録を取り扱う場合には、最新の「内閣法制局情報セキュリティポリシー」を厳格に適用するとともに、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」に定める情報の取扱いに関する遵守事項に則した適切な対応をとるものとする。
- 4 特定秘密の取扱いの業務を行う職員は、特定秘密である情報を記録する電磁的記録を電子計算機又は可搬記憶媒体に記録するときはパスワードの設定、暗号による秘匿措置その他の特定秘密の保護のために必要な措置を講ずるものとする。

(特定秘密文書等管理簿)

- 第17条 特定秘密管理者は、特定秘密文書等（物件を除く。）の作成（翻訳、複製並びに電磁的記録の書き出し及び印刷を含む。次項及び次条第1項において同じ。）、交付その他の取扱いの状況を管理するための簿冊（以下「特定秘密文書等管理簿」と

いう。)を備えるものとする。

- 2 特定秘密文書等管理簿には、別記様式第6号に従い、特定秘密文書等に記録された特定秘密の指定の整理番号、特定秘密文書等の件名、登録番号、作成又は受領の年月日、交付先その他必要事項を記載し、又は記録するものとする。
- 3 前項の規定による特定秘密文書等管理簿の記載又は記録は、当該特定秘密文書等を保管する保全責任者が行うものとする。

第3節 作成

- 第18条 特定秘密文書等の作成をするときは、作成をする特定秘密文書等の数をその作成の目的に照らし最小限にとどめるものとする。
- 2 保全責任者は、前項の特定秘密文書等（物件を除く。）に、特定秘密文書等管理簿に記載し、又は記録する登録番号の表示をするものとする。

第4節 交付、伝達及び運搬等

（交付及び伝達の承認）

- 第19条 特定秘密文書等を交付し、又は特定秘密を伝達するときは、特定秘密管理者の承認を得るものとする。
- 2 交付する特定秘密文書等を返却させる場合には、その交付に際し、特定秘密管理者の承認を得た当該特定秘密文書等の返却の時期を明示するものとする。

（交付の方法）

- 第20条 特定秘密文書等を交付するときは、受領書又は特定秘密文書等管理簿に、名宛人又はその指名する職員（法第11条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができることとされる者に限る。第30条、第31条及び第33条第3項において同じ。）から氏名等の記載又は記録を受けることその他の適当と認める方法による受領の記録を残すものとする。
- 2 特定秘密文書等は、郵送により交付してはならない。

（電気通信による交付）

- 第21条 特定秘密文書等（物件を除く。）を電気通信の方法により交付するときは、暗号による秘匿措置その他の特定秘密の保護のために必要な措置を講ずるものとする。
- 2 前項の方法により交付する場合には、電子メール又はストレージサービスを始めとするインターネットを介しての交付をしてはならない。

（伝達の方法）

- 第22条 特定秘密を伝達するときは、その旨を明らかにするとともに、当該特定秘密の内容を筆記することを差し控えるよう伝えるなど、その保護につき注意を促すために必要な措置を講ずるものとする。
- 2 特定秘密を電話により伝達するときは、暗号による秘匿措置を講ずるものとする。

ただし、真にやむを得ない場合で、特定秘密管理者の許可を受けたときは、この限りでない。

- 3 前項ただし書の場合においては、略号を用いるなど特定秘密の保護のために必要な措置を講ずるものとする。
- 4 特定秘密を伝達する場合には、盗聴及び盗視の防止に努めるものとする。

(運搬の方法)

第23条 特定秘密文書等を運搬するときは、当該特定秘密の取扱いの業務を行う職員の中から保全責任者が指名する職員が携行するものとする。

- 2 前項の規定により運搬することができない場合又は運搬することが不適當である場合における特定秘密文書等の運搬の方法については、特定秘密管理者の定めるところによる。

(文書及び図画の封かん等)

第24条 特定秘密である情報を記録する文書又は図画を交付し、又は運搬するときは、それを外部から見ることができないように封筒又は包装を二重にして封かんするものとする。ただし、特定秘密の取扱いの業務を行う職員が携行する場合で特定秘密管理者が特定秘密の保護上支障がないと認めたときは、この限りでない。

(物件の包装等)

第25条 特定秘密である情報を記録し、又は化体する物件を交付し、又は運搬するときは、運搬容器に収納し、施錠することその他の窃取、破壊、盗視等の危険を防止するために必要な措置を講ずるものとする。

(他の行政機関に対する特定秘密の提供)

第26条 法第6条第1項の規定による他の行政機関に対する特定秘密の提供は、この節の規定に従い、特定秘密文書等を交付し、又は特定秘密を伝達することにより行うものとする。

(他の行政機関に対する特定秘密の提供に伴う協議)

第27条 法第6条第2項の協議は、別記様式第7号を標準として行うものとする。

(他の行政機関における特定秘密の保護に係る取決め)

第28条 特定秘密管理者は、法第6条第2項の協議の結果に従い、必要に応じ、令第16条各号に掲げる事項の詳細について、提供先において特定秘密の保護に関する業務を管理する者と取決めを行うものとする。

(公益上の必要による特定秘密の提供の手続)

第29条 法第10条第1項の規定による特定秘密の提供をする場合には、特定秘密管理者が、当該提供が同項に規定する要件に該当すると認める理由を記載し、又は記録

した書面又は電磁的記録により内閣法制局長官の承認を得るものとする。

2 第25条の規定は、前項の提供について準用する。

(文書等の接受)

第30条 封かんされている特定秘密文書等は、名宛人又はその指名する職員でなければ開封してはならない。

第5節 廃棄

(廃棄)

第31条 特定秘密文書等（物件を除く。）の廃棄に当たっては、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第8条第2項に規定する内閣総理大臣の同意を得た上で、保全責任者又はその指名する職員の立会いの下に、焼却、粉碎、細断、溶解、破壊等の復元不可能な方法により確実に行うものとする。

2 特定秘密である情報を記録し、又は化体する物件の廃棄に当たっては、保全責任者又はその指名する職員の立会いの下に、焼却、粉碎、細断、溶解、破壊等の復元不可能な方法により確実に行うものとする。

(緊急事態に際しての廃棄)

第32条 特定秘密文書等の奪取その他特定秘密の漏えいのおそれがある緊急の事態に際し、その漏えいを防止するため他に適当な手段がないと認められる場合における焼却、破碎その他の方法による当該特定秘密文書等の廃棄については、前条の規定は、適用しない。

2 前項に規定する廃棄をする場合には、あらかじめ内閣法制局長官の承認を得るものとする。ただし、その手段がない場合又はそのいとまがない場合は、廃棄後速やかにその旨を内閣法制局長官に報告するものとする。

3 第1項に規定する廃棄をした場合には、特定秘密管理者は、廃棄した特定秘密文書等の概要、令第11条第1項第10号の要件に該当すると認めた理由及び廃棄に用いた方法を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成し、内閣法制局長官に報告するものとする。

4 第1項に規定する廃棄をした場合には、内閣法制局長官は、前項に規定する事項を内閣保全監視委員会及び内閣府独立公文書管理監に報告するものとする。

第6節 検査

第33条 特定秘密管理者は、特定秘密の保護の状況について、定期検査を年2回以上実施するものとする。

2 特定秘密管理者は、前項の定期検査のほか、必要があると認めるときは、特定秘密の保護の状況を臨時に検査するものとする。

3 前2項の検査は、特定秘密管理者が指名する職員に行わせるものとする。

4 第1項及び第2項の検査においては、特定秘密文書等管理簿の記録と実際に保管されている特定秘密文書等を突合するほか、この規程に規定された措置が確実に講じら

れているか否かの確認を中心に行うものとする。

第7節 紛失時等の措置

第34条 特定秘密文書等の紛失、特定秘密の漏えいその他の事故が発生し、又は発生したおそれがあるときは、直ちに、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 特定秘密の取扱いの業務を行う職員は、事故の内容に応じた適切な措置を講ずるとともに、これを特定秘密管理者に報告すること。
 - (2) 前号の報告を受けた特定秘密管理者は、これを内閣法制局長官に報告するとともに、当該事故に係る特定秘密が情報の保護に関する国際約束に基づき外国の政府等から提供を受けた情報に該当するときは、当該情報の保護に関する国際約束に定める手続をとること。
- 2 特定秘密管理者は、前項の事故に関する事実の調査を行い、かつ、当該特定秘密の保護上必要な措置を講じ、速やかに、その結果を内閣法制局長官に報告するものとする。

第3章 特定行政文書ファイル等の管理が法等に従っていないと認めたときの措置

第35条 特定行政文書ファイル等(運用基準V1(3)に規定する特定行政文書ファイル等をいう。)の管理が法及び令の規定並びに運用基準に従って行われていないとき又はそのおそれがあるときは、直ちに、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 特定秘密の取扱いの業務を行う職員は、適切な措置を講ずるとともに、これを特定秘密管理者まで報告すること。
 - (2) 前号の報告を受けた特定秘密管理者は、これを内閣法制局長官に報告すること。
- 2 特定秘密管理者は、前項の管理の状況について調査を行い、かつ、適切な措置を講じ、速やかに、当該調査の結果及び講じた措置の内容を内閣法制局長官に報告するものとする。
- 3 内閣法制局長官は、前項の場合において、第1項の管理が法及び令の規定並びに運用基準に従って行われていなかったことが認められた旨の報告を受けたときは、速やかにその旨を内閣府独立公文書管理監に報告するものとする。

第4章 国際約束に従って提供された情報の取扱い等

(国際約束に従って提供された情報の目的外利用の承認)

第36条 情報の保護に関する国際約束に基づき提供された情報に係る特定秘密を提供された目的以外の目的のために利用するときは、当該情報を提供した外国の政府等の事前の書面による承認を得るものとする。

(国際約束に従って提供された情報である特定秘密の取扱い)

第37条 特定秘密であって情報の保護に関する国際約束に基づき提供された情報に係るものの取扱いについては、第5条から前条までに定めるもののほか、当該情報の保護に関する国際約束の定めるところによる。

第5章 適性評価

(適性評価実施責任者)

第38条 運用基準Ⅳ2(1)に規定する適性評価実施責任者(以下「適性評価実施責任者」という。)は、総務主幹をもって充てる。

(適性評価実施担当者)

第39条 運用基準Ⅳ2(2)に規定する適性評価実施担当者は、総務課長及び適性評価実施責任者が指名する内閣法制局長官総務室総務課の人事担当職員をもって充てる。

(適性評価に関する事務に関与することができる者)

第40条 運用基準Ⅳ2(3)本文の規定により適性評価に関する事務に関与することができる者は、内閣法制次長及び各部の部長とする。

2 前2条及び前項の規定により適性評価に関する事務に関与することができる者は、自らに対する適性評価に関する事務(法第12条第4項の規定による質問に回答若しくは資料を提出する場合又は適性評価に係る必要な文書を提出し若しくは連絡を行う場合を除く。)に関与してはならない。

(候補者名簿等)

第41条 運用基準Ⅳ3(1)アに規定する名簿(以下「候補者名簿」という。)の様式は、別記様式第8号のとおりとする。

2 運用基準Ⅳ3(2)イの規定による通知は、候補者名簿に必要事項を記載し、又は記録したものを添付した別記様式第9号により行うものとする。

(適性評価の結果等の通知)

第42条 運用基準Ⅳ4(3)イ、(4)ウ及び7(2)アの規定による通知は、別記様式第10号により行うものとする。

(適性が認められた者の名簿の作成)

第43条 適性評価実施責任者は、適性評価の結果、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者について、その氏名、生年月日、所属する部署、役職名及び直近に実施された適性評価において特定秘密を漏らすおそれがないと認められた旨を通知した日を記載し、又は記録した名簿を作成するものとする。

(適性評価の実施等への協力)

第44条 特定秘密管理者は、適性評価に関する事務が円滑に行われるよう、候補者名簿を時間的余裕をもって提出するなど必要な協力を行うものとする。

(苦情受理窓口)

第45条 運用基準Ⅳ8(1)アに規定する苦情受理窓口は、内閣法制局長官総務室総務課とする。

(苦情処理責任者)

第46条 運用基準Ⅳ8(1)アに規定する苦情処理責任者は、総務主幹をもって充てる。

(苦情処理担当者)

第47条 運用基準Ⅳ8(1)イに規定する苦情処理担当者は、長官総務室調査官及び苦情処理責任者が指名する内閣法制局長官総務室総務課の職員をもって充てる。

第6章 通報窓口

第48条 運用基準Ⅴ4(1)に規定する通報窓口は、内閣法制局長官総務室総務課とする。

2 運用基準Ⅴ4(1)に規定する通報の処理責任者は、総務主幹をもって充てる。

3 前項の処理責任者は、必要があるときは、当該通報の内容に応じ、通報処理担当者を指名し、その事案の処理を担当させることができる。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成26年12月10日から施行する。

(廃止)

2 内閣法制局における特別管理秘密の管理に関する規程(平成21年3月25日内閣法制局訓令第2号)及び内閣法制局秘密取扱者適格性確認制度実施規程(平成21年3月25日内閣法制局訓令第3号)は、廃止する。

(経過措置)

3 法附則第2条に規定する政令で定める日の前日までの間においては、第3条第1項及び第19条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「法第11条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができることとされる者のうちからの特定秘密」とあるのは「特定秘密」と、第19条第1項中「法第11条の規定により特定秘密」とあるのは「特定秘密」とする。

附 則 (平成31年4月25日内閣法制局訓令第7号)

この訓令は、元号を改める政令(平成31年政令第143号)の施行の日から施行する。

附 則 (令和元年12月11日内閣法制局訓令第2号)

この訓令は、令和元年12月11日から施行する。

附 則 (令和7年4月11日内閣法制局訓令第6号)

この訓令は、令和 7 年 5 月 1 6 日から施行する。

特定秘密取扱職員

部又は室名		特定秘密管理者			
番号	氏名	官職	適性評価確認日	取り扱うことができる 特定秘密の範囲	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					

（文 書 番 号）

年 月 日

（特定秘密である情報の取扱者
又は提供先の行政機関の長）

内閣法制局長官

特定秘密である情報に係る通知について（通知）

標記について、（行政機関の長）から、特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第3条第2項第2号に掲げる措置に係る通知を受けたので、特定秘密表示に係る措置に代えて、下記のとおり通知する。

記

- 1 指定の整理番号
- 2 指定された年月日
年 月 日
- 3 指定に係る特定秘密の概要
- 4 当該特定秘密の保護に関する業務を管理する特定秘密管理者の官職
- 5 指定の有効期間等
 - （1）指定の有効期間
年
 - （2）当該有効期間が満了する年月日
年 月 日

（文書番号）

年 月 日

（特定秘密である情報の取扱者
又は提供先の行政機関の長）

内閣法制局長官

特定秘密の指定の有効期間の延長について（通知）

標記について、（行政機関の長）から、特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第4条第2項の規定により、特定秘密の指定の有効期間を延長した旨の通知を受けたので、下記のとおり通知する。

記

- 1 指定の整理番号
- 2 指定の有効期間が延長された年月日
年 月 日
- 3 指定に係る特定秘密の概要
- 4 当該特定秘密の保護に関する業務を管理する特定秘密管理者の官職
- 5 延長後の指定の有効期間等
 - （1）延長後の指定の有効期間
年
 - （2）当該有効期間が満了する年月日
年 月 日

（文 書 番 号）

年 月 日

（特定秘密である情報の取扱者
又は提供先の行政機関の長）

内閣法制局長官

特定秘密の指定の有効期間満了について（通知）

標記について、（行政機関の長）から、特定秘密の指定の有効期間が満了した旨の通知を受けたので、下記のとおり通知する。

記

- 1 指定の整理番号
- 2 指定に係る特定秘密の概要

（文 書 番 号）

年 月 日

（特定秘密である情報の取扱者
又は提供先の行政機関の長）

内閣法制局長官

特定秘密の指定の解除について（通知）

標記について、（行政機関の長）から、特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第4条第7項の規定により、特定秘密の指定を解除した旨の通知を受けたので、下記のとおり通知する。

記

- 1 指定の整理番号
- 2 指定が解除された年月日
年 月 日
- 3 指定に係る特定秘密の概要

（注）一部解除の場合は、本様式の「解除」を「一部解除」に、「3 指定に係る特定秘密の概要」を「3 一部解除した情報」とし、必要に応じ、「4 一部解除後の指定に係る特定秘密の概要」を追記する。

別記様式第6号（第17条関係）

[illegible]

別記様式第7号（第27条関係）

（文書番号）
年 月 日

（提供先行政機関の長）殿

内閣法制局長官

特定秘密の保護に関する法律第6条の規定に基づく特定秘密の提供について（協議）

特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号。以下「法」という。）第6条第2項の規定に基づき、下記のとおり特定秘密の保護に関し必要な措置を実施されたく協議する。なお、提供される特定秘密の内容等により特段の措置の実施が必要である場合には別途協議する。

記

内閣法制局が法第6条第1項の規定により（提供先行政機関）に提供する特定秘密については、特定秘密の保護に関する法律施行令（平成26年政令第336号）第11条第1項の規定に基づき（提供先行政機関の長）が定める規程に従い、同項各号及び同令第16条各号に掲げる措置を確実に講ずること。

作成日： 年 月 日

(注)※欄は適性評価実施部署において記載(実施の承認が得られた者に○を、得られなかった者に×を記載)

別記様式第9号（第41条関係）

年 月 日

（特定秘密管理者）

_____ 殿

総務主幹

適性評価に関する通知書

年 月 日付け候補者名簿に登載されている者に関し、適性評価を実施することについての内閣法制局長官の承認は別添のとおりであるので、「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準」（平成26年10月14日閣議決定）IV3(2)イの規定により通知します。

別記様式第10号（第42条関係）

年 月 日

（特定秘密管理者）

_____ 殿

総務主幹

適性評価の結果等に関する通知書

適性評価の結果等については別表のとおりであるので、「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準」（平成26年10月14日閣議決定）Ⅳ〔4(3)イ／4(4)ウ／7(2)ア〕の規定により通知します。

別 表

[illegible]

※ 結果欄には、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められたときは「適性あり」と、当該おそれがないと認められなかったときは「適性なし」と、特定秘密保護法第12条第3項の同意が得られなかったため適性評価が実施されなかった場合は「実施せず」と、同意が取り下げられたため適性評価の手続を中止した場合は「中止」と記載しています。